

兵庫県次世代産業雇用創造プロジェクト推進協議会（総会）の開催

1 趣 旨

兵庫県では、経済・雇用の活性化の指針となる「ひょうご経済・雇用活性化プラン」（平成 26～30 年度）に基づき、今後 5 年間で特に力を入れていく産業分野として「成長が見込まれる先端分野」において、本県の強みである厚みのある製造業の集積と産業活動を支える世界最先端の科学技術基盤の集積も生かしながら、次世代産業の育成・創出に取り組んでいます。

本県では、このプランに基づく取組を加速させるため、今年度より厚生労働省の「戦略産業雇用創造プロジェクト事業」を活用し、航空宇宙、ロボット、環境・次世代エネルギー、先端医療など、成長産業分野における次世代産業の創出と雇用の創造を目指す「次世代産業の創出による雇用創造プロジェクト事業」（平成 27～29 年度）を実施しています。

プロジェクトを着実に推進するため、兵庫県、神戸市、経済団体、労働団体、産業支援機関、教育・研究機関、金融機関、国の機関（兵庫労働局、近畿経済産業局）等で構成する協議会を設立し標記会議を開催します。

2 協議会構成員（24名）

（敬称略・構成員協議会規約別表順）

構 成 員	役 職	氏 名
兵庫県	産業労働部長	石井 孝一
	産業労働部政策労働局長	村上 元伸
神戸市	理事（医療産業都市・企業誘致推進担当）	今西 正男
兵庫県経営者協会	専務理事	草薙 信久
公益社団法人兵庫工業会	専務理事	宮本 要
兵庫県商工会議所連合会	専務理事	村田 泰男
兵庫県商工会連合会	専務理事	足立 誠
兵庫県中小企業団体中央会	専務理事	小林 英明
日本労働組合総連合会兵庫県連合会	事務局長	福永 明
公益財団法人新産業創造研究機構	専務理事	橋本 芳純
兵庫県立工業技術センター	次長（総括担当）	足達 和則
公益財団法人先端医療振興財団	経営企画部長	三重野 雅文
一般財団法人近畿高エネルギー加工技術研究所	専務理事	山田 猛
公益財団法人計算科学振興財団	専務理事	安井 宏
公益財団法人ひょうご産業活性化センター	常務理事兼企画経営室長	角 正憲
一般社団法人神戸市機械金属工業会	事務局長	廣瀬 勝久
公益財団法人神戸国際医療交流財団	理事長	松田 暉
特定非営利活動法人国際レスキューシステム研究機構	理事	小林 滋

構 成 員	役 職	氏 名
一般財団法人兵庫県雇用開発協会	理事兼事務局長事務取扱	窪田 雅夫
兵庫県立大学	理事兼副学長兼産学連携・研究推進機構長	太田 勲
神戸大学	理事・副学長	小川 真人
甲南大学	先端生命工学研究所長・教授	杉本 直己
株式会社三井住友銀行	公共・金融法人部(神戸)部長	吉見 隆
兵庫労働局	職業安定部長	宮野 修

※ オブザーバー 近畿経済産業局 産業人材政策課長

3 企画委員会

協議会にプロジェクトの具体的な推進を図るため、企画委員会を設置します。

企画委員会構成員（9名）

団 体 名	役 職
兵庫県	産業労働部政策労働局長
神戸市	企画調整局医療産業都市担当部長
公益財団法人新産業創造研究機構	技術支援部門長
公益財団法人先端医療振興財団	クラスター推進事業課長
一般財団法人近畿高エネルギー加工技術研究所	研究開発部長
公益財団法人計算科学振興財団	専務理事
公益財団法人ひょうご産業活性化センター	経営推進部長
一般社団法人神戸市機械金属工業会	事務局長
兵庫県立大学	社会貢献部長

4 スケジュール

全5回（推進協議会2回、企画委員会3回）の会議で、プロジェクト推進に係る協議を行っていただきます。

時 期	協 議 内 容 等
5月21日	第1回推進協議会 プロジェクト構想・事業実施スケジュール等について協議
6月	第1回企画委員会 プロジェクト事業の効果的な実施等について協議
9～10月	第2回企画委員会 プロジェクト事業の進捗状況及び次年度施策・課題等について協議
10～11月	第2回推進協議会 プロジェクト事業の進捗状況及び次年度施策・課題等について協議
平成28年 2～3月	第3回企画委員会 プロジェクト事業の中間評価及び次年度実施スケジュール等について協議

兵庫県次世代産業雇用創造プロジェクト推進協議会規約(案)

(名称)

第1条 この会は、兵庫県次世代産業雇用創造プロジェクト推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、兵庫県が取り組む「次世代産業の創出による雇用創造プロジェクト」（以下「プロジェクト」という。）を推進するために必要なことを協議するとともに、プロジェクトの目的達成をするために必要な事業を実施する。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) プロジェクトの事業実施・事業評価の協議に関すること。
- (2) プロジェクトの推進に必要な協議に関すること。
- (3) その他プロジェクトの目的達成をするために必要な分野共通の事業に関すること。

(組織)

第4条 協議会を構成する構成員は、別表のとおりとする。

- 2 会長は、兵庫県産業労働部長をもって充てる。
- 3 会長代理は、兵庫県産業労働部政策労働局長をもって充てる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、会長は必要に応じ委員を追加することができる。

(会長の職務)

第5条 会長は、会務を統括し、協議会を代表する。

- 2 会長に事故あるときは、会長代理がその職務を代行する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会による協議については、迅速な処理を行う必要がある場合など必要に応じて、文書等による意見照会をもって代えることができる。
- 3 第4条第1項に定める委員が会議を欠席する場合、会長は当該委員の申し出により代理出席を認めることができる。
- 4 会議は委員（代理を含む）の2分の1以上の出席をもって成立し、会議の議決は、出席者の過半数をもって決する。なお、賛否同数のときは、会長がこれを決する。

(企画委員会)

第7条 協議会にプロジェクトの具体的な推進を図るため、企画委員会を置く。

- 2 企画委員会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第8条 協議会の事務局を兵庫県産業労働部政策労働局産業政策課及びしごと支援課に置く。

- 2 事務局に事務局長その他の職員を置き、会長が委嘱する。
- 3 事務局の運営に関する事項については、会長が別に定める。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区 分	構 成 員	職 名
委 員	兵庫県	産業労働部長
		産業労働部政策労働局長
	神戸市	理事（医療産業都市・企業誘致推進担当）
	兵庫県経営者協会	専務理事
	公益社団法人兵庫工業会	専務理事
	兵庫県商工会議所連合会	専務理事
	兵庫県商工会連合会	専務理事
	兵庫県中小企業団体中央会	専務理事
	日本労働組合総連合会兵庫県連合会	事務局長
	公益財団法人新産業創造研究機構	専務理事
	兵庫県立工業技術センター	次長（総括担当）
	公益財団法人先端医療振興財団	経営企画部長
	一般財団法人近畿高エネルギー加工技術研究所	専務理事
	公益財団法人計算科学振興財団	専務理事
	公益財団法人ひょうご産業活性化センター	常務理事兼企画経営室長
	一般社団法人神戸市機械金属工業会	事務局長
	公益財団法人神戸国際医療交流財団	理事長
	特定非営利活動法人国際レスキューシステム研究機構	理事
	一般財団法人兵庫県雇用開発協会	理事兼事務局長事務取扱
	兵庫県立大学	理事兼副学長兼産学連携・研究推進機構長
	神戸大学	理事・副学長
	甲南大学	先端生命工学研究所長・教授
	株式会社三井住友銀行	公共・金融法人部（神戸）部長
兵庫労働局	職業安定部長	
オブザーバー	近畿経済産業局	産業人材政策課長